

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設 拡充 ・延長 ・その他 ）

No	10	府省庁名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税	法人住民税	事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望項目名	特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制） ・特例措置の内容 我が国企業が海外における健全な事業活動を行うにあたり、本税制により企業行動が歪められることなく、企業活動の実態に合わせた課税が行われるよう、租税回避防止措置を講じた上で、適用除外基準及びトリガー税率の見直し（外国における非課税措置の計算方法の見直しを含む）等を行った場合は、国税との自動連動を図る。 		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号		
要望理由	海外で得た利益を研究開発につぎこみ、画期的な医薬品、医療機器等の開発を促進することにより、治癒率の向上、患者のQOLの向上を図ること。		
減収見込額	(初年度)	— (—)	(平年度) — (—) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・国税 ・融資、補助金その他	
	22年度の望	・国税 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制） ・融資、補助金その他	
過去の要望経緯	なし		
本要望に対応する縮減案	なし		